

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	
根拠法令・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	<p>一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第三十五条第一項において同じ。)に適合するものであること。</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。</p> <p>(法第30条第1項各号)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	建築物の規模や計算方法の複雑さ等について、個々の申請ごとにばらつきが大きいため、標準処理期間を設定することが困難である。